

「IIASフェロー研究会」第1回研究会

進歩主義の後継ぎはなにか

参加者講演・討論

○廣田 この順番でお話をお願いしたいと思います。少ない人数ですので、どうぞ気楽にお話いただければ幸いです。

それでは西谷先生、お願いできますか。

西谷敏先生の講演

添付資料：「人権の歴史と展望—法から見た「進歩主義」のゆくえ」（添付資料2）

○西谷

人間中心主義を批判された梅原先生の高邁なお話のあとに、法の分野ではどうかなという気がいたしました。法というのは元々、人間そのものを扱っているわけですし、どうしても人間の悪から逃げ切れないということでもあります。廣田先生から、この「進歩主義の後継ぎはなにか」というテーマを与えられまして、法の分野で何を話をすればいいのか随分悩んだんですが、法の分野において、いったい進歩主義に相当するものは何だろうかというところから考えてみました。そうしますと結局、進歩主義というのは、近代合理主義を背景とした単線的な発展理論というように理解しますと、法の分野でそれに対応するのは、近代立憲主義かなと。そういう問題についてお話をしてみたいと思います。

近代立憲主義というのは、フランス革命などの市民革命の後に成立するわけですが、そこではすべての人が、侵すことのできない不可侵な人権の担い手として尊重される。それを基礎として民主的な政治体系が構築されるといった考え方でありまして、そこで言う人権は、主として自由権、人々の自由をできるだけ広くということになります。平等ということも言われますが、そこでは平等というのは実質的な平等というよりも、自由を平等に保障するという意味で、形式的な平等に過ぎなかったわけです。自由という場合に、そこには経済的自由とか、政治的・思想的自由の両方が含まれておりました。そこで、この近代立憲主義の下で、一方では資本主義経済の展開というものが支えられますし、同時に他方で文化、芸術、科学の発展の条件も生み出されるということになったわけでありまして、このような制度を確立してきましたヨーロッパやアメリカにおきましては、自由とか民主主義といったものは、いわば普遍的な絶対的な価値を持つという信念がありまして、そういった考え方を受け入れない国は野蛮な国であったり、未開な国だという捉え方がされるわけです。

とはいえ、19世紀、あるいは20世紀の前半までは、こうした立憲主義は国民国家と言いますか、一つのネーションステート内部の問題とされまして、他の国においてそういった考え方が、どう扱われているかというのは他の国の問題であるという、一種の不干渉主義が支配していたと考えられます。

こういった近代立憲主義の考え方が 20 世紀に入って、さまざま面から反省されたと思います。今日は時間の関係もありますので、主として二つの点に限ってお話したいと思います。一つが、新たな人権の登場です。もう一つが、人権の国際化という問題です。新たな人権もいろいろあるわけですが、一つ重要なのは弱者の権利です。19 世紀を通じまして資本主義の矛盾が激化してきて、労働者が貧困化してくる。そういう中で自由を中心とした考え方、つまり、すべての個人を自由平等な法的主体とみなす考え方に対する重大な反省が生まれてきます。それは単なるフィクションに過ぎないのではないか。現実の労働者の問題を、そういったフィクションで解決することはできない。そうすると、労働者の貧困といった問題を解決するためには、もっと現実から出発しなければならない。そういった反省でありまして、こういった反省を体制の転換にまで推し進めたのが、いわば社会主義と言えるのではないかということでもあります。

資本主義国におきましても、単なる形式的な自由を保障しておけばいいという考え方が、20 世紀に入りまして、さまざまな面から反省されました。たとえば労働条件最低基準を法律で定める。あるいは労働組合を認める。社会保障制度を国の介入によって確立する。そういった形で自由主義原理の修正がなされます。その他にもさまざまな人権が、特に近年クローズアップされてきておりまして、環境権とかプライバシー権とか自己決定権、あるいは知る権利、「平和規制条件」？などが、いろいろ主張されているわけでもあります。

こういった新たな権利というのは自由権、人は誰でも自由に行動できるのだという、これ自体、非常に重要な権利でありますけれども、そういった自由権というものと、新たな権利の衝突が、あちこちで生じてきます。最近ですと、たとえば日本の経済をもっと活性化させるために、解雇、首切りをもっと自由にできるようにすべきではないか、こういう議論が出てきております。それは一方では、労働者の生存の権利とか、あるいは労働する権利と抵触します。しかし企業の側の論理からすると、それは企業の自由の問題であります。つまり、自由と生存権とか労働権がぶつかっている。あるいは環境権という問題が、企業の営業の自由と抵触する。さらに最近の例で言いますと、個人のプライバシー保護の問題と報道の自由というのがぶつかる。そこに、現に国会で問題になっております個人情報保護法を、どう考えるのかといった問題が出てきております。これが一つの難しい問題であります。

もう一つは、人権の国際化をめぐる問題であります。20 世紀の半ばまでは民主主義とか人権というのは、いわば国内問題であったわけであります。しかしナチスなどのファシズムの経験から、国内における人権の抑圧が、対外的には戦争に結び付いて行くことが明らかになってきます。ここに世界共通の課題として、人権を保障して行こうではないかという発想が生まれました。たとえば 1948 年の世界人権宣言がそうです。こうした発想が、しだいに拡がりを見せまして、1966 年には二つの国際人権規約が成立しますし、あるいは 1979 年には国連の女子差別撤廃条約など、さまざまな条約が生まれてきます。またその内容につきましても、人権というものの内容の豊富さに対応しまして、さまざまな新たな人

権、さらには地球環境問題まで、この国際的な条約の範囲が広がってくるということであり、さらには地球環境問題まで、この国際的な条約の範囲が広がってくるということでもあります。このように人権が国際化して行く、国際的な規模で人権を保障して行こうという発想は、基本的には私は法的に評価できるとは思いますが、そこから新たな、さまざまな難しい問題が出てきているということも、また事実であります。

一つは、国家主権との抵触という問題であります。国際条約に基づいて人権を保障しようという場合でも、人権の保障は最終的には国内の各機関を通じておこなうのだという限りでは、主権との抵触問題は生じません。しかし、それでは不十分である。国内で人権を侵害された人が、国内ではどうしても救済を求められないという場合には、やはり直接、国際機関、たとえば国連の規約人権委員会などに申し立てをおこなうことができるようにすべきではないかということで、そういう制度ができました。実は日本はこの制度を批准しておりませんので、日本国民は申し立てができないのですけれども、他の国民は、自国の機関を飛び越えて国連の規約人権委員会にも訴訟をおこなうことができる。あるいは、そこまで行きませんが、国際機関に個人が通報して、国連の人権委員会が各国の人権状況を審議するという制度があります。日本から、たとえば精神病院における患者の不当な扱いの問題とか、あるいは従軍慰安婦問題に対する政府の態度が通報されて、審議、報告されたという例があります。

こういうかたちで、国家主権の問題と人権の問題を、どう調整するかという問題が増えてきておりますが、より深刻な問題は、大規模な人権侵害に対して隣の国、あるいは他の国が人道的に介入し得るかという問題があります。たとえば少し古い話ですけれども、カンボジアのポルポト政権が大量の虐殺をおこなっているということで、それを阻止するためにベトナムがカンボジアに行って、軍の行動を押さえる。これは大変深刻な問題でありまして、私の同僚の国際法の研究者と喧喧諤諤の議論をしたことがあります。主権というのは大事にする立場からすれば、これはやはりやってはならないことだと言うのです。しかし人権派からすれば、すぐ隣の国で人が殺されているのに放っておいていいのかという問題があるということでもあります。同様の問題は、たとえば中国の天安門事件、イラクのクルド人の虐殺、ソマリアの内戦、あるいはボスニア・ヘルツェゴビナのセルビア人武装勢力が、民族浄化ということでイスラム教徒を虐殺するといった問題があります。これらに対するアメリカ軍とか国連軍などの介入を、どう評価するかという問題があるわけであり、ます。

問題を非常に複雑にしておりますのが、冷戦崩壊後、世界の警察を自認しておりますアメリカの態度であります。アメリカは人権が大事であるということを理由としまして、他国を批判したり、あるいは国連軍を通じて他の国に介入して行くということを、しばしばやっております。その場合に、はたしてほんとうに人権の擁護だけが目指されているのであろうかという点での、深刻な疑問が出てきているわけであり、ます。また、アメリカが振りかざす人権というのは、実は 20 世紀に入ってでてきた反省を経ていない、かなり固定的な自由、特に経済的な自由にとどまっているのではないかという批判もあります。たとえば

アメリカが、経済的自由に基づきます市場原理主義と申しますか、市場の自由こそ最も高い価値をもつという、そういった考え方を振りかざして日本などに対して規制緩和を強く要求するということが、はたして経済的な自由の実現に本当に貢献しているだろうか、単にアメリカの多国籍企業の利益のためでしかないのではないかといった問題。またアメリカは、途上国の児童労働を強く批判しています。インドとかパキスタン等、その他にもいろいろ見られますけれども、そういった児童労働というのは人権の観点からいって許されない。たとえばWTOという機関を通じて、それを禁止しようとするけれども、はたしてアメリカは途上国の児童のことを配慮しているのだろうか、むしろアメリカの企業との競争を阻害するために、児童労働の禁止を言っているだけではないかという、そういった批判があります。湾岸戦争とか、あるいはまた最近の対テロ報復戦争についても、そういった側面があるということ指摘する論者が多いわけであります。

人権を一つの口実として、大国が自国の利益を追求するという問題が一方にある。それに対する反発もあって、他方では文化相対主義という観点から人権論批判、あるいは人権批判が強まっております。とりわけ冷戦崩壊後、それまでは2つの体制の陰に隠れておりました文化相対主義というようなものが一気に吹き出てきております。文化相対主義が強まってきているわけです。

こういう観点からしますと、自由とか平等とか民主主義と言っても、それはヨーロッパとかアメリカという、世界から見ればごく小さい地域で、ある時期以降成立した考え方に過ぎないのではないかと。それを普遍的なものだと称して、他の国に押し付けるのは問題ではないかといった問題提起であります。ただそれが、途上国の独裁政権が、自国における人権抑圧への批判をかわすために、文化相対主義を持ち出しているという面もありまして、話は大変複雑であります。これをどう考えるかというのは、大変難しい問題でありまして、法学者の間でもいろんな議論があります。確かに、人権とか法というのは、それぞれの国の伝統的な文化、宗教などと深く結び付いております。欧米の人権論をそのまま普遍的なものとして他国に押し付けるのは大きな問題であると言えると思います。しかし他方、すべての問題を相対化してしまいますと、国際的なレベルで人権を保障して行こうということ自体が間違いだということになってしまう。これもまた問題であります。ただ言えることは、文化の相異を超えて価値の共通性が認められるのではないかとということでありまして、すべての人が平和のうちに経済的な一定の安定を享受しながら、お互いの個性を尊重し合って、自分の持って生まれた能力を最大限に発揮して生活できるようにすべきだという考え方、一言で言うと人間の尊厳、human dignity、あるいはドイツ語で、Menschenwürdeと言いますが、このような考え方については広く一致がみられるのではなからうか、あるいは、仮に一致が得られないとしても、異文化への寛容の精神を持たない文化は、それ自体、批判に値するのではないかと。

そういったかたちで、共通性というものを確認して行く必要がある。ただそれでもやはり、どうしても相違が残るわけでありまして、たとえばイスラム諸国の女性差別の問題。

あるいは、ものを盗んだら手足を切断するという、コーランに書いてある厳格な刑罰の問題、こういったものを人権の観点から、どう考えるのかという問題が、どうしても残るわけでありまして、そういった問題については時間をかけた対話によって解決を図って行くべきことだろうと思います。さらに経済的な要因によりまして、人権をただちに実現できないという問題。たとえば途上国の児童労働の問題。人権の観点から批判するだけでなく、やはりその国が児童労働に頼らずに、経済生活が成り立つようにするには、こういった援助が必要なのかという観点から考える必要があるだろうと思います。

そこで最後に、今後の課題としましては、まず人権を、単なる大国の国際戦略の道具としてではなくて、真の意味でグローバルに定着させることが重要である。そのために必要なのは、人権保障を基礎とした国際ルール確立。つまり、大国アメリカの意向で左右される身勝手なルールではなくて、アメリカも従わざるを得ない合理的なルール、こういったものを、どう確立して行くのかということが課題であります。

法の分野で進歩主義というのを、近代国家が国家単位で自由とか民主主義を実現して行くという、そういう立憲主義と理解すれば、問題とされるべきは進歩主義の弊害というよりも、むしろその限界でありまして、21世紀の課題は、20世紀的に修正された、この立憲主義の内容を地球的規模で実質的に実現して行くことだろう。そのための枠組みづくりをどうするのかという、非常に重要かつ困難な問題があるということでもあります。その際、国連とかEUなどの地域組織の果たすべき役割は、もちろん大きいわけですが、それだけではなくて、たとえばNGO等の団体の関与といった問題も今後、重要になってくるであろうと考えているしだいでもあります。

討議

○廣田 ありがとうございます。ご質問がありますか。

北川 まず問題を提起するために申したいのですが、進歩主義というテーマを法律学で受けとめて議論されたと思うのですが、問題は、「進歩主義」という言葉は法律学なり法律では用いないので、ご報告では無理をしておられるのがよく分かるのです。いろいろな専門分野の方がそれぞれの分野のなかで進歩主義を「翻訳」されてお話になると、専門分野毎の「進歩主義」像が描かれますが、異なる専門分野を超えて、例えば梅原先生の提示された自然と人間についてなにか共通したものが生まれてくることは容易ではありません。これだけ異なる専門分野から優れた専門家がお集まりになっているので、異なる専門の壁を超える方向に収斂していく方向が一番貴重なのですね。

その意味で近代立憲主義イコール進歩主義という前提で話されますと、たとえば先ほどの梅原先生のお話と違う結論になるかもしれないが、そこでの自然と人間との関係からの進歩主義批判とどうつながるのか、が見えにくくなります。法律学において近代立憲主義から進歩主義を取り上げられることは1つの卓見であると思います。欧米モデルの行

き詰まりを現代の人権問題から批判することも法律的な枠組としてはその通りですが、人間優位の欧米の考え方を捨てて自然の視点を打ち出すという進歩主義批判との間の架橋は容易ではありません。としますと、その跡継ぎについての論議もそうなるおそれがあります。

現代の人権等の諸問題から欧米モデルを批判することは法律学でもそれほど異論はないので理論的枠組としてはどちらかといえば楽観論に見える。梅原先生はそうしたことではいけない、ということを強調されたと思います。共通の場づくりという意味では、梅原先生の発想には制度問題は入っていませんので、そのあたりから論議を重ねることも1つの方向かと思えます。たとえば人権一つにしても非常に難しい問題がそれ自体にありますけれども、これまでのものとは同じではなくても進歩主義と一緒に考えていいのか、全然別の世界の問題であるのか、そもそも進歩主義と言われているものと、法律家の議論する立憲主義、民主主義、人権とはどのような関係にあるのか、はもう少し検討しなければならない問題ではないでしょうか。

私が気になるのはそこです。異なる専門分野の間でそれぞれの専門の立場のなかで進歩主義を解釈する方法がどのような意味を持つか、という疑問です。異なる専門分野であればあるだけ、相互に相通ずる枠組づくりが肝要であると思います。さもないと専門家の専門分野からの発言に対して、他の異なる専門分野の専門家は発言を遠慮するしかないのです。専門家といえども異なる別の専門分野では素人です。共通する枠組に収斂しない場で専門家が互いに論議しても相互に尊重し合うことに終始することで終わるでしょう。

○西谷 お話は大変よく分かるんですが、私はやはり、この近代立憲主義の発想と、ここで批判の対象となっている進歩主義というのは、思考方法においてかなり密接な関係があると思っています。

ただ今日、私のご期待に添えない報告をしたかもしれないのですが、その一つの重要な理由は、私自身の考え方が、少なくとも法の分野では、やはり進歩主義というものの価値を、かなり強く信じておりました、しかも特に日本の現実を見た場合に、もっとこういった立憲主義的なもの、あるいは20世紀的に修正された考え方が、日本においては定着されなければならないと思っているからです。これは私の考え方です。

もう一つ思想が出てきて、たとえばポストモダン論からする人権の批判がありまして、そういう議論を展開されると、梅原先生の進歩主義批判、あるいは今日の全体のテーマと、もっとじっくり合ったのかもしれませんが、それはちょっと私としては。そういう意味ではミスキャストだったのかもしれませんが、私自身は、むしろ法学のこの分野では、進歩主義の価値を、もう少し強調したいということなので、ちょっとその点がやはり。

北川 ちょっと一言、西谷さんが進歩主義の価値を擁護されることはご自由であり、むしろその見解を持つ専門家はミスキャストどころか逆であると思います。皮肉でもなくほんとうにそう思います。最初は全然違う世界で議論し合っているうちにその過程で、共通した枠組が生まれてくると、ある時に問題が分かり合うのですね。そういう経験が高等研で

は何回かあります。それは同じ分野でもあるし、私の全然知らない分野でもそうです。いま言われたように、進歩主義の価値を再評価されるならば、私なりに申しますと、その次のところは、やはり自然よりも人間なのか、それとも再評価される進歩主義のもとでは従来とは異なり人間よりも自然であることもあるのか、といったあたりを法律学はどう考えるのか、に踏み込んで頂きたい、という気持ちです。梅原先生のお考えをとっても、制度の問題になるとどうなるのか、をお聞きしたいところですが、西谷さんが進歩主義の見直し、その価値を認められるのであればそのあたりが論議の接点になるでしょう。人間と自然の問題は制度のあり方という枠組ぬきの論議であってはならないでしょう。

○廣田 他のみなさんからいろいろなご意見をいただいたほうがいいのではないのでしょうか。佐藤さんどうぞ。

○佐藤 簡単に言うと、進歩主義批判ではなくて、このタイトルは、廣田先生がそこまで考えられて付けたのかどうか知りませんが、「後継ぎはなにか」というテーマになっているんですね。ですから単に、いま法律で進歩主義的な近代立憲主義はいかがなものかという観点で見るとおかしくなる。

だけども、社会からそれを取り除いて後継ぎを考えないのではどうということになるのかというようなことを思いますね。むしろ進歩主義の後継ぎとはなにかという問題提起をされると、単に進歩主義が終わったというだけでは済まない。特に社会の問題、法の問題などという、僕たちも直感的に、何か要るだろうと思います。いまみたいなのではなくて、なにか後継ぎが必要だろう。確かに何もなくなるのだったら、無法になって困るだろうというような感じが、ちょっとします。

○西谷 佐藤先生がおっしゃる通りで、私は反科学というような考え方は全然採らないんです、それは、あり得ないと思うのです。これだけサイエンスができて、近代合理主義があつて、それをちゃんと踏まえないと、次のものは出てこないと思います。

○佐藤 そうです。特に法律などというのは、確かに無法になるとどうなるんだろうというのは、素人でも直感的に、だから後継ぎの問題が。

○廣田 私は法律に対しては期待があるんです。法というのはどちらかという、私の素人の考えだと、やはり守る法になってしまうんですね。いま一旦法をつくると、とにかくそれは約束事ですから、守られないような法というのは全然意味がないわけで、一旦できたら、それをある程度守るといふ。どうしてもそれが強くなり過ぎるような感じがするんですね、いつでもね。

やはり法律を担当される方には、次を担って。いっぱい問題がありますから、西谷先生がおっしゃったように。その対応に追われているのはよく分かるんです。ですけれども、やはり次の段階を考えるようになっていただきたいということが一つ。

それからやはり科学技術の進歩がありますよね。これを先見的に取り上げて行くような法律論が欲しい。取り上げて行ってもらおうというのか。鴨下先生がお話しになるかもしれませんが、たとえば生殖の問題などというの、ずいぶん新しいことができるようになって

た。それが現実になってから、それを追いかけてやるのではなくて、その先まで見越した法律ができるようになって欲しいという、そういう期待感を持っているのですが。

北川 ちょっとよろしいでしょうか。かなり進歩主義の跡継ぎという本日のテーマと法との関係について論点が煮詰まってきましたが、一点、西谷さんは、進歩主義が終わってその跡継ぎというよりも、やはり進歩主義の価値を強調されています。

最先端の科学技術を法は後追いするしかないのか、という点が本日のテーマとどう関わるのでしょうか。かつて法がそれを先取りすべきでないかという問題提起したさいに、つぎのような経験をしました。1995年のことですけど、ミュンヘン大学でマイクロのレベルでの生命現象と法のお話をしました。現代法は、人と物の区別しか知らないので、ゲノム、遺伝子、DNA、ES細胞、精子、卵子等々のマイクロレベルの「生物体」（と私は称しています）が法律問題を引き起こしても対応する概念や制度がない、第三の法システムが必要であるという内容です。

これはマイクロレベルではDNAは動物も植物も区別がないということから法はなにを学ぶか、という関心でした。これに対してミュンヘン大学の学長は法律家ですが、キリスト教では人間が動物をどうしようと自由であると神が定めているのだという反論をされて面食らったことがあります。

その後数年も経過しないで、マイクロ生物体の法律問題が続出してきました。ゲノム特許、ES細胞による再生医療、クローン人間問題等々。これはやはり法が受けとめるべき近未来の課題であると思っています。法の役割は科学技術の後追いにつけるものではないのです。これはこれまでの科学技術と法の関係にない問題であり、こうした人間と自然にかかわる新しい問題は、進歩主義とその跡継ぎを扱うさいにどう考えればよいのでしょうか。これは一例にすぎませんが、現在、ますます社会の新しい問題、とくに科学技術を理解してそれを制度化することが法に求められてきているので、本日のテーマをめぐる議論のなかで法律が参加する余地を検討して頂きたい。

○西谷 そういうことで私は同感しますが、さらに言えば、法律家の役割、あるいは法の役割というのは、ちょっと二つに分けて考えていただきたいのです。一つは、たとえば新しい科学の発展に対して、法がどのように関わるかと。既存の法律があまりに硬直的ではないかと感じたのか、あるいは刺激的過ぎたのか、こういう問題がありますね。

でもそれは法律家が考える前に、やはり全体のコンセンサスとして、たとえばクローン人間の問題をいったい、みんなでどう考えるんだという、何か共通のコンセンサスがあって、それを、それでは法的にどのように実現して行くのかという問題があると思うんですね。でも法律家は、そこでは言ってしまえば、法的な技術を提供する役割で、いわば侍女に過ぎないということなんですよね。

もう一つ分野というのは、やはり全体での社会の成り立ちの根本にある原理原則と言うのですか、基本的人権とか、そういうような問題は簡単に動かすことができない。しかし発展もして行く。これはやはり法律家が絶えず社会との関わりを議論して行くべき問題

なんですね。

これら二つの問題を、区別して考えていただきたいんです。今日は原理原則のところの、原則としての重要性と、それから現実との関わりとの発展というお話をさせていただいたのです。

科学との関わりの技術的な面については、まずやはり、法律家はもちろん入りますけれども、それを含めてもっと広い範囲のコンセンサスを、どうやってつくって行くかという問題であるのかなという。

○北川 その場合も、法律的にはこういうふうな問題が出てくるというようなことは、専門の壁を超える方法で、やはり強調していただきたいですね、議論を深めるためには、そういうことが必要ですね。

○濱口？ いま言われた、コンセンサスづくりというのは、こういうところで、まさに進歩主義という角度がありましてね、その後という感じで。たとえばいま言われた問題のコンセンサスは、どういうふうにつくればいいのかという議論はぴったりじゃないでしょうかね。

○？ いまのと関係すると思うんですけども、生命倫理の問題が出てきたときに、人間の尊厳というのは、それはそういうものがあるという前提で出発するのか、それともいったい人間の尊厳というのはなにか、どうしてそういうものを考えなくてはいけないのかと。そういう問題に関して誰も答えてくれなかったし、誰が、どういうふうにしてその問題をとりあつかうのか。

キリスト教でしたら、さっき梅原先生によると、神によって人間がつくられたとか、そういうようなかたちのもの。しかし、そういうものでないとすれば、人間の尊厳はあるんだということから出発する分にはいいんですけれども、事柄はあいまいなですね。

京都大学の哲学の藤沢先生が、医者あるいは生物学者は、受精して卵が分裂して胚になるんだけど、この過程のどこからが人間だといったことを論じている。なぜおかしなことをやっているんだと。初めから、どんな1個の細胞でも、人のやつは人なのだと、そういうことを言われたんですよ。会の終わるときに、ある意味では捨て科白的に、何をとぼけたことを言っていると。人の細胞は、どうしたって人なんだと、それを、どこから人だなんて、とんでもない話だというようなことを言われたのです。そういうことがあるものですからね。そこらへんが。

○北川 こういう論点を重ねて問題はできるだけ発掘して議論していただきたい。そういう意味で申しあげています。

いまの例で人間の尊厳というのは自明なことなのでしょうか。尊厳死という言葉は一般化していますね。あれは正しく言葉の意味を受けとめているのかは疑問です。尊厳死は自分はその措置はいりませんという実務レベルの問題にされて、人間の根っこから考えた制度から流れ出てこないようでは問題です。

受精卵やES細胞のようなマイクロレベルの生物体の問題を人間の尊厳の世界に持ち込んで議論することは不毛な対決をもたらしかねません。いつからどのような保護を認めるかを判断する法的基準を人間の尊厳と連動させるとそうなるように思います。ヒトと動物の交雑胚のようなものもあります。そこでは生物学、医学の成果がそれ自体の専門を超える問題を人間や社会や環境に引き起こしています。そうしたマイクロレベルの生物体を「法は知らない」ことから再出発しなければ、この問題は前向きに扱えないように思います。進歩主義の跡継ぎは、このような問題を正しく確認し合うことが肝要です。ゲノムや遺伝子に関するインフォームド・コンセントとか個人情報管理者というような仕組みはおそらく輪郭のない不透明体をなんとか取り込むための道具でしかないでしょう。

そういう、ややこしい時代になってきたわけで、生命倫理委員会でも最先端の研究者でも責任のとりようがない問題に対して責任を取るかのような判断をしなくてはなりません。ある意味ではすごく緊張をとまなう現象で学問的にはこれは刺激的でそして極めて重要な問題です。

○永井 しかし法学では、こういうことを現実にやっているんだということをお聞きできたらと思っているわけです。

○廣田 永井さんは、法律家がどう考えているか、お聞きになる機会はないのでしょうか。

○永井 そうなんですよ。

○北川 いろいろ少し注意されるとあちこち手掛かりがあります。例えば生命倫理の三省指針でも合わないことが書かれています。たとえばゲノムとか遺伝情報は人類の共通の遺産であるとされているとともに、別のところでは個人のもので書かれています。個人のものであるので、勝手に取り出して生物学や医学の研究に使えないので、インフォームド・コンセント等々の手続きは定められ、その判定のための各種の倫理委員会が多数設置されています。しかし、これらは倫理規範であって法規範でないので、具体的にそれ以上のことは考えないで審査がされ研究が進められています。やはり人間の存在の根幹にかかわるだけにこのままでよいか、よいのであればその根拠は探求されるべきでしょう。

高等研でもある遺伝医学・生物学関係の委員会で生命倫理の政府案が議論されました。政府案に批判的な専門家に、今お話したような未解明な論点を提示し、政府案に対して対案をまとめられたらどうか、というコメントをしましたが、技術的な細部の批判が中心で、遺伝学、生物学、法、倫理等々を横断する根っこの問題にはさして関心をお持ちではありませんでした。今回の広田先生の進歩主義を対象にされた研究会はまさにそうした場です。

○廣田 そう思いまして、西谷先生にご参加いただきました。

○北川 もちろん西谷さんは労働法の第一人者ですので、現代の法律の根底にある人間と自然の関係について根底から洗い直す法律論をして頂きたいです。

○？ ほんとうに現実的な話で、イギリスの場合は、神経組織ができれば人間だと。そこまではいじってもいいと。私たちはそのように進めましたね。ところがフランスの場合は、

キリスト教の考え方を元にして人間の尊厳を考えているのではないかと、日本の人たちはそう考えている人が非常に多いですね。しかし、フランスの科学技術省のセクレタリーに直接会って聴いたことがあるんですが、彼女は、キリスト教の影響はまったくないと言い切るんですね。他の日本人の発言ですが、人というのは男女があって初めて人間存在が成り立つ、それから神がでてきて、築き上げられて行くと社会ができるんだと。この根本を、クローンやなにかで乱すからだめになるという考えで、フランスではやっている、決してキリスト教の思想ではないと、こういうことを非常に強く言われたんですが。日本人、たとえば米本昌平さんなどは、その考え自身がキリスト教的じゃないかと、そんなことを言ってもなあ、と言っていたのです。日本の場合は、ヨーロッパや島国のイギリスとは違うし、ドイツはドイツで違うし、アメリカもまた違うし。

○北川 いま現に起こっている問題で、たとえば人工受精卵のうちいらなくなった卵をインフォームド・コンセントで提供してもらってES細胞を樹立しそれを研究に利用することになっています。この日本のシステムは無償の考え方で、医学の基礎研究が動きつつあります。これに対して、アメリカは特許の世界で同じような基礎研究が動きつつあります。実際に研究されている研究者は、何が違のかという私の質問にそれは文化の違いだと言われます。人間存在に関する基礎研究でありながら、日本は無償のルールで動き、アメリカは特許で動いています。再生医学の研究者は特許に大変お詳しいのです。この先生は文化の違いということをおっしゃっていますが、いいかえると、研究そのことが科学者自身では決められないといわれます。このような例をみますと、マイクロ生物体の制度的なルールは、キリスト教や仏教の宗教から導かれるというよりも、理由は様々ですが、最先端の科学技術研究を進める上で解決を迫られている問題を前にして、その判断にあたり宗教に依拠することがあるために、見たところいかにも宗教からの帰結のように感じられるのではないかと、思います。

こういう問題を考えるのが、まさに進歩主義の跡継ぎが対象としてよい課題だと思いますね。

○永井 ヒトゲノムをセレーラという企業が解読して、特許を出し、また Science という雑誌に論文を投稿したという話が伝わってきて、学術会議が批判の声明をだしたとか聞いていますが。

○北川 あの段階での特許申請はやはり無理があったと思われます。これは現行制度の運用で対応すべき問題でしょう。一般的には特許はそもそもいらぬという考え方と、いるという考え方と二つに分かれています。特許不要論は、進歩主義の跡継ぎ論としては興味ある問題かも知れませんが、特許庁も特許のある場合とない場合を計算して、もしなくしたらコストがもっとかかるからいるというような考え方で。

○？ それだけではないんですね。

北川 もちろんもろもろの事柄ともつながっていて、何とも言えない不透明な現象が多いことは否定できません。

○廣田 私はそこまで考えませんでした。大変有意義な解釈を、ほんとうにありがとうございました。

佐藤文隆先生の講演

○佐藤 私の話題提供で、大きく分けて二つのことを言いたいと思うのです。

一つは、進歩主義に関連した現代の問題：資源やエネルギーなど、そういう全般的な問題もあるのですが、私は、それらはもちろん大事だけれども、もう一つの大事な側面は、研究者、研究者の世界のムードを変えていかなければいけない部分が多々あるんじゃないかと思っております。ムードを変えれば、これだけ研究者の人口が増えているので、日常的にいい知恵が出てくるのではないかと。その仕組みが必要かなと。

私は、『科学と幸福』という、ぎょっとするような題名の本を1995年に出したんですが、私に近い分野：素粒子の研究で、巨大な計画が提出されたときに、社会がストップをかけたことがありまして、僕自身もそういう世界の間人ですから、自分が受けたショックから、いろんなことを説き起こした本なのです。だけど僕は、こういう本を書いたと周りの人に言えない。こういう雰囲気は、本日も出席の、専門をおもちの方々にはお分かりいただけると思うんですが。そういう雰囲気を変えなければいけないと思っています。「佐藤先生と似たような人が、何か今度変な本を書いていますよ」と。僕は、あ、そう、僕も買って読んでみようと言っていましたけど。そういう雰囲気を変えなければと思います。

去年から、東大出版会から、「何とかの公共性」という本が出ていますが、それに向けたシンポジウムのようなものがある、そこで京大の医学部の先生で定年になった人と、ばったりと会いました。僕は京大の学内だけでその人をよく知っていたんだけど、元々障害者の運動みたいなものに関わっている方だったのですが、その先生は、研究室では秘密にしていたというのです。僕は非常にその雰囲気が分かった。日本の大学には、そういう雰囲気が実際にあるんですね。

そのように社会と科学などを論ずることは、僕も定年が近くなるまでは、秘密にしておかなければならない、言いにくい雰囲気でした。僕自身も、もしそんなことを論ずる院生がいたら、たぶん排除していただろうとは思いますが。しかし何かそういう雰囲気を変えて行かなければいけないのではないかと、そこがまず一つ言いたいことです。

進歩主義の後継ぐものはなにかということを考える雰囲気というか、それが大切だ。後継ぎというのは僕は大変気に入っているんですが、いままでつくってきたものにも、もちろん意味があったわけです。日本で科学者が増えたという事実も、その後継ぎをどうするのか、非常に根元的な問題提起を直視しない雰囲気が我々の側にももの凄くあって、私自身もそうでしたけれども、そのことを言いにくい雰囲気がある。それを変えて行かなければいけないのではないかとということです。

そこから先のいろんな具体的な議論は、現場の雰囲気が変わってくれば、いろいろ出て